

USTR が 2010 年スペシャル 301 条報告書を公表
～中国の市場アクセス問題(自主創新政策)に対して深刻な懸念を表明～

2010 年 5 月 4 日
JETRO NY 中楨、横田

USTRは 4 月 30 日、「2010 年スペシャル 301 条報告書」(以下レポート)を公表した¹。

本レポートは 1974 年米国通商法 182 条²に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、外国貿易障壁報告書(NTEレポート)の公表³から 30 日以内に発表される。警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の 3 段階があり、「優先国」に特定されると調査・相手国との協議が開始され、協議不調の場合には対抗措置(制裁)への手続が進められる。

同レポート公表にかかるプレスリリースに際し⁴、カークUSTR代表は、「海外市場での知財窃盗は、米国産業の輸出殺人犯 (export killer) であり、米国労働者の雇用殺人犯 (job killer) である」と冒頭に強く述べた上で、「本年のレポートが知財窃盗との戦いにおける複数の成果を強調できるものであることを喜ばしく思う。チェコやハンガリー、ポーランドは、模倣・海賊版行為の取締りに優れた対策を講じた結果、監視国 (Watch List) 指定から外れている」と評価。しかしながら、その一方で「我々は米国知財権者に不当な不利益を及ぼす中国の自主創新政策 ("indigenous innovation" policies) に深刻な懸念がある。同政策に基づく政府調達における優遇調達⁵等は、米国の技術及び製品の市場アクセスを極めて制限するものである。イノベーションと起業家精神を育成する環境を創ることが価値あるゴールであり、中国は公平な市場環境 (level playing field) を確保すべきである」と中国に対する深刻な懸念を表明している。

(レポートの概要)

昨年レポートと構成に変化はなく⁶、サマリー冒頭では前掲カーク代表のコメントと同様な言及がなされている。本レポートによると、中国・ロシアを含め 11 カ国を「優先監視国」に指定、「監視国」指定が 29 カ国、「306 条監視国」⁷指定のパラグアイを含め、全 41 カ国が指定され⁸、昨年から 5 カ国減少。新たに指定された国や警戒レベルが強化され

¹ 2010 年スペシャル 301 条報告書: http://www.ustr.gov/webfm_send/1906

² http://www4.law.cornell.edu/uscode/html/uscode19/usc_sec_19_00002242----000-.html

³ 100401【米国 IP 情報】USTR が 2010 年外国貿易障壁報告書(NTEレポート)を公表

⁴ USTR プレスリリース:

<http://www.ustr.gov/about-us/press-office/press-releases/2010/april/ustr-releases-2010-special-301-report-intellectual-p>

⁵ 中国で開発された知財等に基づく製品(自主創新製品)を政府調達において優遇するもの。

⁶ 第 1 章:知的財産保護と執行の向上、第 2 章:国別報告、第 3 章:悪評の高い市場

⁷ 1974 年通商法 306 条に基づき、米国の貿易相手国として、米国との通商問題における改善措置や協定等の履行義務が USTR によって監視される国。 http://www4.law.cornell.edu/uscode/html/uscode19/usc_sec_19_00002416----000-.html

⁸ 昨年は優先監視国指定されていたイスラエルは、今回は留保 (Status Pending) となっている。

た国はなく、総じて改善が図られたことを示している。なお、本年も「優先国」に指定された国は無い⁹。(各指定国については後掲)

知財保護の改善が図られた結果、リストの掲載から外れた国・地域として、既にサイクル外レビューの結果、監視国から外すと決定されていたサウジアラビアに加え、チェコ、ハンガリー、ポーランドとなっており、当該国に関しては、「知的財産保護と執行の向上」と題した同レポート第1章において、改善の進展(positive development)として個別に評価。それによると、チェコは、国境市場の効果的な管理(control)や10年1月施行の改正刑法による知財関連犯罪の罰則上限引き上げ(2年から8年へ)等を評価。ハンガリーは、インターネット上の海賊版行為に対する予防措置、税関・警官の侵害品見極め能力の効果的な向上、悪評高いVerseney市場の閉鎖、市民啓発と執行官の教育の取組を挙げている。ポーランドについては、国境市場での侵害品の減少、権利者と執行官の連携強化等の取組、ハンガリー同様にインターネット上の海賊版行為問題解決に向けた取組を評価している。

なお、昨年レポートで、著作権法改正及び国境取締りの改善が必要であるとして警戒レベルを1段強化され、初めて「優先監視国」指定がされたカナダは、本年も同様の理由により「優先監視国」のままとなっている。

また、第1章では「能力構築に係る取組(Capacity Building efforts)」を新規に項立てし、貿易国における知財問題解決のために米国が研修等の協力を実施していることを強調。例として、米国特許商標庁が世界中から研修生をGlobal Intellectual Property Academyに招待し、特許・商標の審査から知財管理、技術移転に至る様々なトピックに関する75のプログラムを提供していること等を挙げている。

国別では、中国を最重要視し、次いでロシアとする方針に変更はない。

(中国)

史上最大規模のソフトウェア海賊版行為に対する起訴や知財に係る民事訴訟件数の増加などを例に挙げ、知財保護の向上を認める一方、未だ執行体制が非効率的・非抑止的であり、知財侵害品の流通による産業への悪影響、特に著作権産業に深刻な被害がある点を指摘し、インターネット上での模倣・海賊版行為の取締りを拡充すべきとしている他、執行当局が知財侵害犯罪を重視している姿勢を侵害者に示すためにも堅実な取締りの継続を求めている。また、国営図書館による学術論文の企業への無許可でのコピー提供問題や刑事訴訟における低い罰金額、地方による執行レベルのばらつき等の運用面の問題にも触れている。

今回のレポートで最も強調される「市場アクセス障壁(market access barriers)」として、WTO紛争処理案件や09年9月のデジタル音楽に関する通達に加え、前掲のとおり「自主創新政策」に深刻な懸念を表明。具体的には政府調達において自国で開発された技術(知財)等に基づく製品を優遇するとした09年11月発表(本年4月改訂版発表)の

⁹ 05年のウクライナ以降「優先国」に指定された国はない。同国は06年に「優先監視国」へ、09年に「監視国」に警戒レベルが引き下げられている。

「国家独自開発製品認定作業に関する通知¹⁰」とそれに端を発する地方毎の政府調達における差別的運用の拡大に懸念を示している。

その他、国家標準制定に係る関連特許の処理を規定した管理規定¹¹における特許情報の開示要件や不可欠な特許の強制実施の可能性への懸念や、09年施行の改正特許法の履行に対する懸念に言及している。

(ロシア)

昨年同様、知財保護の向上を認めつつも、WTO加盟承認に向けた06年11月の知財に関する米ロの二国間合意¹²完全履行の進展が遅いことに懸念を示している。

また、09年中に行われたロシアでの光ディスク製造工場に対する摘発(raid)の多くが、事前に摘発の日時が相手側へ漏洩され、効果が最小限になっていたと指摘。摘発に係る当局間の協力強化がなされる一方、摘発の質や警察官の能力が全国的に均質でない点、起訴に係る最低損害額要件や検察官の知財に係る刑事訴追への消極的姿勢が効果的な摘発を困難にしている点を指摘している。

他方、改善点として08年の映画館における盗撮禁止などを含む法執行強化により、正規DVDの売上が増加したとの産業界の報告に言及。また、周知商標に係る「商標の不法取得(trademark squatting)」問題に、裁判所やロシア知的所有権・特許・商標連邦庁(Rospatent)を通じた対抗措置が高い成果を挙げていること、特にRospatentの紛争解決機関(higher patent chamber)が、特許及び商標の紛争解決に高い専門性と効率性をもたらしていることを評価している。

スペシャル 301 条レポート掲載国一覧

○ 優先監視国(Priority Watch List)

中国、ロシア、アルジェリア、アルゼンチン、カナダ、チリ、インド、インドネシア、パキスタン、タイ、ベネズエラ(以上11カ国。昨年は12カ国)

○ 監視国(Watch List)

ベラルーシ、ボリビア、ブラジル、ブルネイ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、フィンランド、ギリシア、グアテマラ、イタリア、ジャマイカ、クウェート、レバノン、マレーシア、メキシコ、ノルウェー、ペルー、フィリピン、ルーマニア、スペイン、タジキスタン、トルコ、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン、ベトナム(以上29カ国。昨年は、33カ国・地域)

○ 306条監視国(Section 306)

パラグアイ

(了)

¹⁰ *Launching the 2009 National Indigenous Innovation Product Accreditation Work*

¹¹ *Regulations for the Administration of the Formulation and Revision of Patent-Involving National Standards*

¹² [061120【米国 IP 情報】WTO 加盟に関する米ロ二国間合意](#) 参照